

京都市交通局傷病職員取扱規程の一部を改正する規程を公布する。

令和8年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 北村 信幸

京都市交通局管理規程第9号

京都市交通局傷病職員取扱規程の一部を改正する規程

京都市交通局傷病職員取扱規程の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 京都市交通局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程第14条第4項の規定により勤務を要しない日を設けられた職員については、前項第2号中「75日」とあるのは「4箇月」とし、「18日」とあるのは「1箇月」とする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 京都市交通局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程<u>第7条第3項及び</u>第14条第4項の規定により勤務を要しない日を設けられた職員については、前項第2号中「75日」とあるのは「4箇月」とし、「18日」とあるのは「1箇月」とする。</p>
<p>(休職)</p> <p>第3条 委員会の審査の結果、職員が結核性呼吸器病に罹患したと判定されたとき、又は前条第2号若しくは第3号に該当する職員がなお相当長期にわたって休養を要すると判定されたときは、管理者は、当該職員を職員の分限に関する条例(以下「条例」という。)第2条第2号の規定により、1年間休職させる。</p>	<p>(休職)</p> <p>第3条 委員会の審査の結果、職員が結核性呼吸器病に罹患したと判定されたとき、又は前条第2号若しくは第3号に該当する職員がなお相当長期にわたって休養を要すると判定されたときは、管理者は、当該職員を<u>京都市</u>職員の分限に関する条例(以下「条例」という。)第2条第2号の規定により、1年間休職させる。</p>

2～4 (略)	2～4 (略)
---------	---------

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部職員課)